水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300116
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下所里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 岡北		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.49 mg/L
採取者	㈱協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	22	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.1(23.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300117
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 斎藤		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.48 mg/L
採取者	㈱協環 維持管理部	区分	引取り
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	23	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.3(21.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水質検査結果書

発行番号　D2300118
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第1浄水場 北陽台配水池水系 和楽団地		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.44 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	23	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.3(22.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300119
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	第2浄水場 平木場配水池系 山田橋		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.40 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	19	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.4(21.6℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300120
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥昌

採取場所及び試料名	第2浄水場 第5配水池水系 南陽台		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.40 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	−	検出されない	検出されないこと	別表第2	−
3	塩化物イオン	mg/L	19	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.4	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	−	7.5(22.3℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	−
6	味	−	異常なし	異常でないこと	別表第33	−
7	臭気	−	異常なし	異常でないこと	別表第34	−
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300121
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥早

採取場所及び試料名	東高田・笠山浄水場 東高田第1号配水池水系 丸尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.43 mg/L
採取者	㈱協環 維持理部	区分	引取り
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	15	200 以下	別表第13	1
4	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.7(22.3℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は，「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300122
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市茂里町2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥里

採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.40 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	14	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.0(22.2℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300123
発行日　2023年 6月 27日

長与町長　吉田 愼一　様

〒851-2211　長崎市京泊2丁目8番57号
株式会社　協環
TEL(095)801-2155　FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業　長崎県令2水第1号
検査責任者　山下弥昇

採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 本川内		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.46 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	9	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.7(21.5℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。

水 質 検 査 結 果 書

発行番号　D2300124
発行日　2023年 6月 27日

長与町長 吉田 愼一　様

〒851-2211 長崎市茂里町2丁目8番57号
株式会社 協環
TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156
水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号
建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号
検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池 道ノ尾		
検査の対象	水道水	遊離残留塩素	0.45 mg/L
採取者	㈱協環	区分	自社
採取年月日	2023年 6月 16日	受付年月日	2023年6月16日

ご依頼の試料について、検査の結果を次のとおり証明致します。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2	大腸菌	－	検出されない	検出されないこと	別表第2	－
3	塩化物イオン	mg/L	12	200 以下	別表第13	1
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
5	pH値	－	7.8(22.7℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	－
6	味	－	異常なし	異常でないこと	別表第33	－
7	臭気	－	異常なし	異常でないこと	別表第34	－
8	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
9	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			

判定	上記検査結果は,「水質基準に関する省令」(H.15厚労令101号)の水質基準に適合

備考 1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による。